



## シスコ ネットワーキング アカデミー アカデミー 契約書

重要:本シスコ ネットワーキング アカデミー 契約書をよくお読みください。貴方は、貴方が貴アカデミーの正式な代表者であり、本契約を締結する正当な権限を有することを保証し、表明するものとします。本契約書の末尾にある「I AGREE (同意します)」をクリックすると、本契約に同意したことになります。また、「I AGREE (同意します)」をクリックすると、貴方が代表するアカデミーは、本契約の諸条件に拘束されることとなります。本契約の全部または一部に同意できない場合は、「I AGREE (同意します)」を押さないでください。この場合、貴アカデミーは、シスコ ネットワーキング アカデミーの一員となることはできません。

本契約に記載する相互の約束を約因として、両当事者は、下記のとおり合意する。

## シスコ ネットワーキング アカデミー 契約条件

### 1. 定義

- 1.1 「アカデミー」とは、本契約を締結し、トレーニングセンター ジャパン (TC-J) の指導と援助の下で、生徒にカリキュラムを教える団体を意味する。
- 1.2 「本契約」とは、プログラムに関する本条件を意味する。
- 1.3 「シスコ」とは、Cisco Systems, Inc. を意味する。
- 1.4 「アカデミー コネクション」とは、シスコがプログラム用に立ち上げた、URL <http://cisco.netacad.net/>にあるアカデミー コネクション ウェブサイト、またはシスコが指定するその後継のウェブサイトを意味する。
- 1.5 「秘密情報」とは、(i) 本契約の条件、(ii) 情報が書面 (または他の有形の形式) で開示される場合、「秘密」、「専有」、または同様の印が明確に付されている情報、(iii) 情報が口頭で開示される場合、開示の時点において、秘密、専有またはこれと同等のものであるとして明確に特定された情報、または (iv) シスコの秘密、専有または営業秘密であることを、アカデミーが知り、または合理的に知り得るべき情報、を意味する。
- 1.6 「教材」とは、カリキュラム、実験室課題、指導者ガイド、シミュレーション ツール、およびこれと類似し、アカデミーがプログラムに関連して使用するためにシスコが提供する資料またはデータなどを含む、すべての教育用資料を意味する。
- 1.7 「カリキュラム」とは、プログラムの一環としてシスコが提供する、ウェブベースの教育課程を意味する。
- 1.8 「発効日」とは、アカデミーが本契約の末尾にある「同意します (I AGREE)」をクリックして、本契約に同意する日を意味する。
- 1.9 「満期日」とは、発効日から 17 ヶ月以内の、本契約が終了する日を意味する。
- 1.10 「主要連絡先」とは、アカデミーで日々プログラムを実施する責任者としてアカデミーが指定する個人を意味する。
- 1.11 「両当事者」とは、シスコおよび本契約を締結するアカデミーを意味する。
- 1.12 「プログラム」とは、シスコ ネットワーキング アカデミーのプログラムを意味する。
- 1.13 「ネットワーキング アカデミー ポリシー マニュアル」 (または「NAPM」) とは、プログラムに参加するすべてのアカデミーを対象とする実施規則を意味する。NAPM は、アカデミー コネクションに掲載されるか、または要請を受けてシスコが別途アカデミーに提供する。



- 1.14 「トレーニング センター ジャパン」 (TC-J) とは、プログラムの下で、アカデミーを支援・援助する団体を意味する。
- 1.15 「ソフトウェア」とは、シスコがアカデミーに提供するコンピュータ プログラムの機械可読 (オブジェクトコード) 版のすべて、およびそのコピー、更新版またはアップグレード版のすべてを意味する。
- 1.16 「ソフトウェアライセンス契約」とは、ソフトウェアとともに梱包またはダウンロードされるか、次の URL から入手可能な、ソフトウェアの使用について規定する諸条件を意味する。  
<http://www.cisco.com/en/US/docs/general/warranty/English/EU1KEN.html>
- 1.17 「生徒」とは、プログラムに入会する個人を意味する。
- 1.18 「終了日」とは、契約を終了させる当事者が、本契約の条件に従って本契約の最終日として指定する日を意味する。

## 2. 範囲

本契約は、アカデミーのプログラムへの参加に関する諸条件を規定する。

## 3. ライセンス

**教材。**シスコはここに、アカデミーに対して、本契約の期間中、本契約に定める条件に従って、生徒の教育を唯一の目的として教材を使用する、非独占かつ譲渡不能のライセンスを付与する。アカデミーは、事前にシスコから書面による承諾を得ない限り、教材のコピー、複製、または派生物を作成してはならない。シスコは、教材、ならびに、その翻訳版およびローカライズ版などの変更または改良版に対するすべての権利、権原、所有権および利益を保有する。本契約においてシスコが明示的に付与しないライセンスは、すべて留保される。

## 4. 保証の否認

法が許容する最大限の範囲において、シスコは、商品性、特定目的適合性、品質が満足のいくものであること、または非侵害性に関する黙示の保証または条件などを含む、明示または黙示のいかなる保証も付することなく、プログラムおよび教材を「現状のまま」提供する。法が許容する最大限の範囲において、かかる保証のすべてをここに排除する。

## 5. アカデミーによる法の準拠

アカデミーは、本契約を履行するために必要なライセンス、許可、認可または承認はすべて取得済みであることを保証し、表明する。各アカデミーは、自ら費用を負担して、適用される法、規則、および条例のすべてに従ってプログラムを実施する。

## 6. プログラム ロゴ ライセンス

プログラムの正規会員である限り、アカデミーは、プログラムの会員であることを示すため、またはあらかじめシスコから書面で承認された方法によりプログラムを市場に出すために、シスコがアカデミー コネクションからダウンロードできるよう設定したプログラム ロゴ (以下、総称して「マーク」という) を使用する権限を有する。マークの使用はすべて、シスコのトレードマーク ポリシー <http://www.cisco.com/web/about/ac50/ac47/downloads/logo/trademark.pdf>、およびシスコ



がマークについて指定する、ロゴ使用に関するガイドラインに従わなければならない。上記の場合を除いて、アカデミーは、シスコから個別に事前の書面承諾を得ない限り、マークまたはその他のロゴ、トレードマーク、ブランド、もしくはその他のシスコの印を使用する権限を有しない。アカデミーは、マークに対するシスコの単独かつ排他的な所有権および権原を確認し、マークの使用により生じる営業上の信用はすべて、シスコの利益のために効力を生ずることを確認する。アカデミーはさらに、アカデミーがマークに対して何らの権利、権原または利益も有しないことを認める。アカデミーは、本契約に明示的に規定されている場合を除いて、マークを使用しないこと、ならびに、いかなる管轄地域においてもマークの登録または登録申請をしないこと、およびマークに酷似する印、名称または称号を使用、登録または登録申請しないことに同意する。アカデミーはまた、マークの正当性について異議を唱えないこと、およびその他、マークに対するシスコの所有権と矛盾する直接または間接の処置を取らないことに同意する。アカデミーは、マークはすべて、アカデミーが現在提供しているサービスと同等以上の品質をもって使用することに同意する。アカデミーはさらに、マークを不愉快な、非倫理的な、信頼性に欠ける、いかがわしい、または侵害的な形態で使用しないことを保証し、表明する。シスコは、アカデミーによるマークの使用を随時調査する権利を留保する。また、アカデミーは、シスコの要請を受けた場合、シスコに費用負担させることなく、アカデミーのマーク使用のサンプルをシスコに提供しなければならない。シスコがその単独の裁量により、アカデミーによるマークの使用が上記の要件またはシスコの品質基準に適合しないと判断した場合、アカデミーは、ただちにすべてのマーク使用を中止しなければならない。

## 7. 守秘義務

シスコは、随意、アカデミーに秘密情報を提供することができる。アカデミーは、いかなる第三者に対しても秘密情報を開示してはならず、シスコのポリシーに従って行動するために必要な場合または別途シスコが書面で承認する場合を除いては、いかなる目的のためにも秘密情報を使用してはならない。アカデミーは、次のような情報を秘密として保護する義務を負わないものとする。(i) シスコから受領する以前に、アカデミーが守秘義務を負うことなく合法的に所有していたか、知っていた情報、(ii) 本契約に違反することなく、合法的かつ公的に入手可能であるか、後にそうなった情報、(iii) アカデミーが第三者情報源から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報、または(iv) アカデミー自身が、またはアカデミーのために、秘密情報を使用することなく開発され、かつかかる独自の開発が立証可能である情報。アカデミーは、裁判所または政府機関が発する有効な命令に従って、秘密情報を開示することができる。ただし、アカデミーはシスコに対して、(a) かかる開示義務に関する書面による事前の通知、および(b) 当該開示に対して異議を申立てる機会または保護命令を得る機会、を提供するものとする。

## 8. 契約の期間および終了

本契約は、発効日に効力を生じ、終了日まで有効なまま継続するものとする。本契約のいかなる条項も、いずれの当事者に対しても本契約を更新または延長する義務を負わせるものではない。アカデミーがプログラムの一員であり続けるためには、ネットワーキング アカデミー ポリシー マニュアルを順守しなければならない。シスコが、いずれかのアカデミーが NAPM に違反していると合理的に確信する場合、シスコは、その単独かつ絶対的な裁量をもって、当該アカデミーに対して書面で通知することにより、プログラムから当該アカデミーを除名することができる。ささいな違反に関しては、担当のトレーニング センター ジャパンまたはシスコは、違反したアカデミーのために順守計画を作成することができる。アカデミーが、定められた期間内に上記計画を実行すること、または別の方法により NAPM を順守した状態に戻ることができない、また



はこれを望まない場合、シスコは、その裁量により、プログラムおよびアカデミー コネクションから当該アカデミーを除名することができる。

アカデミーは、いかなる理由によっても、またはなんらの理由なくして、60 日前に書面で [jpacad@Cisco.com](mailto:jpacad@Cisco.com) に通知することにより、プログラムへの参加を終了することができる。

アカデミーがいずれの理由にせよプログラムから脱退する場合、アカデミーは、申立可能な、取引関係またはフランチャイズの終了に対する補償または損害賠償の請求をすべて、明示的に放棄および破棄する。シスコは、アカデミーおよびトレーニング センター ジャパンが負担する責任または債務に関して、プログラムに関係するか否かにかかわらず、何ら責任を負わないものとする。

## 9. 責任の制限および損害賠償の排除

プログラムに起因または関連する請求について、シスコが負う全責任およびアカデミーが受ける唯一かつ排他的な法的救済は、以下のとおりとする。

適用される法により禁止されている場合を除き、プログラムに関連する請求に対してシスコまたはそのサプライヤが負う全責任は、2 万 5 千米ドル（\$25,000.00）を上限とする。この責任の上限は、請求の合計額に対する限度額であり、紛争 1 件あたりではない。教材に関連する請求については、シスコが単独の裁量により行う教材の訂正または交換が、アカデミーに対する唯一かつ排他的な法的救済である。

いかなる場合においても、シスコまたはそのサプライヤは、プログラムまたはプログラムの終了に関連して生じたいかなる種類の間接的損害、偶発的損害、特別損害、懲罰的損害または派生的損害（逸失利益、データの損失・破損、使用の逸失、または事業の中断などを含む）についても、訴訟形式にかかわらず、かかる損害が予見可能であったか否かを問わず、また、たとえシスコまたはそのサプライヤがかかる損害の発生の可能性について知っていたとしても、一切責任を負わないものとする。シスコは、アカデミーに対して、第三者の請求に基づくいかなる責任も負わない。

本契約のいかなる条項も、詐欺、シスコの過失に起因する人身傷害もしくは死亡、またはその他、適用される法により排除もしくは制限することの許されない範囲の責任についてのシスコの責任を排除または制限するものではない。

## 10. 一般条項

- 10.1 **権利放棄。** いずれかの当事者により、ある機会になされた権利または法的救済の放棄は、その後の他の機会における当該権利または法的救済の放棄を構成するものではない。
- 10.2 **譲渡。** アカデミーは、本契約の全部または一部を譲渡することはできない。
- 10.3 **通知。** シスコからアカデミーへの通信はすべて、プログラム入会時にアカデミーが提供した住所、またはその後アカデミーがシスコに対して指定した住所に宛てて送付される。本契約に基づいて提供された主要連絡先の電子メールアドレスは、プログラム関連のお知らせ、調査、またはアカデミーに関係し得るその他の通信を受信する。アカデミーは



ここに、上記の通信を、提供した電子メールアドレスを通じて、プログラムのオプトアウト式または配信停止式手順に従って受信することに同意する。本契約上要求される通知は、次の時点で送達されたものとみなされる。

- 1) 直接に交付された時点
- 2) 提供された電子メールアドレス宛てに電子メールにより送信された時点
- 3) 確認付きテレックスまたはファクシミリによる送信時点（航空便/エアクーリエにより現実の書類を追送する）
- 4) 郵便料金前払い、受領証返送指定の書留郵便または配達証明郵便により通知が送付されてから3日が経過した時点、または
- 5) 受領証明書付き翌日配達指定の商業速達便に委託後1日が経過した時点

- 10.4 分割有効性。**本契約のいずれかの条項が無効、違法、または強制執行不可能な場合でも、他の条項の有効性、適法性、および強制執行可能性は一切影響を受けず、損なわれることはない。
- 10.5 両当事者間の関係。**本契約は、両当事者間に代理、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、またはフランチャイズの関係を作り出すものではなく、アカデミーおよびその従業員はいずれも、シスコの法的な代表、代理または従業員であるとみなされない。当事者はいずれも、他方当事者を代理して、いかなる性質のものであれ義務を負担しもしくは生じさせる、または、なんらかの点で他方当事者を拘束する、権利も権限も有しない。また、これらのことをしてはならない。
- 10.6 契約の変更。**本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約は、両当事者の権限ある代表者（シスコの場合、権限ある代表者は取締役またはこれより高位の者でなければならない）が署名する文書によってのみ、これを変更することができる。
- 10.7 完全合意。**本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全なる合意であり、両当事者間で以前になされた、プログラムに関連する口頭または書面による通信のすべてに優先する。本契約に規定されていない、または参照により本契約に組み込まれない条件、理解、合意、表明、または保証は、明示黙示を問わず一切存在しない。
- 10.8 条項の存続。**定義のすべておよび次の条項は、本契約の終了または満了後も効力を有するものとする。第4条（保証の否認）、第7条（守秘義務）、第8条（契約の期間および終了）、第9条（責任の制限および損害賠償の排除）、および第10条（一般条項）。錯誤回避のために詳述するならば、本契約の満了または終了は、両当事者またはその関連企業の間で別途締結され効力を有する購入契約、ライセンス契約、またはサポート契約に影響しないものとする。